

平成 30 年度第 3 回長野県契約審議会

日時：平成 30 年 11 月 13 日（火）15:00～17:00

場所：NOSA I 長野会館 6 階 大会議室

1 開会

○井上企画幹

ただいまから、平成 30 年度第 3 回長野県契約審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めます会計局契約・検査課、企画幹の井上和幸でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。それでは、お手元に配付しました次第に従いまして進行してまいります。

本日は、10 名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、「長野県契約審議会規則」第 4 条第 2 項の規定による過半数の定足数を満たしており、会議が成立していることをまずご報告いたします。またこの審議会は公開での審議となり、会議録は後日、県の公式ホームページで公表されますので、あらかじめお知らせします。なお、会議の終了時刻につきましては、17 時頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、報道機関の皆様、傍聴の皆様方へお願いがございます。本日の資料は、今後の検討によりまして、修正される可能性がございますので、その点に十分ご留意いただくようお願いいたします。

それでは、はじめに県を代表しまして塩谷会計管理者兼会計局長からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○塩谷会計管理者兼会計局長

会計管理者兼会計局長の塩谷でございます。本日は、碓井会長さんをはじめ、各委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会でございますけれども、審議事項 1 件、報告事項として 7 件を予定しております。限られた時間の中ではございますけれども、委員の皆様の専門的な知識やご経験を基に、忌憚のないご意見をいただきますことをお願い申し上げまして、誠に簡単でございますけれども、ごあいさつといたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○井上企画幹

続きまして、会議事項に入ります。

会議事項の議長につきましては、「長野県契約審議会規則」第 4 条第 1 項の規定により、

会長が務めることとなっておりますので、碓井会長に会議事項の進行をお願いいたします。

3 (1) 前回審議会の主な意見

○碓井会長

皆さん、こんにちは。それでは早速、会議事項に入らせていただきます。

まず、(1) 審議事項ア、前回審議会の主な意見が取り上げられておりますので、まず事務局からご説明をお願いします。

○事務局

はい。それでは1ページの資料1をご覧ください。前回、第2回契約審議会の主な意見を要約、または類似のご意見についてはまとめるなどして、整理させていただいたものです。内容は、記載のとおりですけれども、表の右側にあります事務局の対応案等のうち、網掛け部分は前回審議会で事務局から説明・回答したものに補足等を加えたものです。

上から3～4行目の建設工事に係る委託業務における総合評価落札方式の低入札価格調査において、野本委員から、第三者照査の第三者の要件とは何かというご意見、碓井会長から野本委員の意見を踏まえて、低入札価格調査の具体的な内容を一項目として示してほしいとの意見がありました。これについては、対応案等が網掛けとなっておりますが、後ほど資料3にてご説明させていただきます。説明は以上になります。

○碓井会長

どうもありがとうございました。説明は簡単ではあるのですが、お手元の資料1をご覧になりながら、もしご質問やご意見がありましたらお願いいたします。特に前回のご指摘が正確に記録されているかということを中心に見ていただければと思いますが、よろしいですか。それでは、これは確認させていただいたということにさせていただきます。

3 (2) ア 金抜設計書の作成に係る不適切処理

○碓井会長

それでは続きまして、(2) これは報告事項でございますが、最初のア「金抜設計書の作成に係る不適切処理」につきまして、事務局からご報告をお願いします。

○事務局

はい。(2) アをご覧ください。資料は2ページとなります。「金抜設計書の作成に係る不適切処理」ということでございます。

○碓井会長

はい、どうぞ。

○事務局

事案の概要ですが、ご存じの方も多いかと思いますが、10月9日に記者会見をひらき、説明させていただきました。まずはじめに3ページをお開きください。金抜設計書とは何かということで、見本をお示ししております。こちらが金抜設計書の見本になります。左側に費目・工種・施工名称などございまして、数量、単位、単価、金額があり、点検業務費の一番右下にあります。こちらの金額がいわゆる積算価格、イコール現在の予定価格となりますので、こちらがいわゆる「出てしまった」ということとなります。

それでは2ページをご覧ください。事案の概要です。平成30年度予算で、県機関が発注した全てのこちらにあるとおりのことについて、積算価格が読み取れる不適切な事案が確認されたということで、そちらの※1の内容につきまして発表させていただきました。調査件数約5,100件の中で、実際に積算価格が読み取れる案件は、そのままの数字が出ているものと、先ほど3ページにありました数量、単価を掛けた金額を積み上げなければならなかった案件も合わせて8件あったということでございます。本案件につきましては、本年度予算平成30年度10月2日までに入札公告を行った案件で出させていただきます。

次に、2の発生原因でございます。こちらにつきましては、案件について職員に調査し聞き取りを行ったところ、PDFにしてもデータとして残るという認識がなかった、データを取れる方法があるという認識がなかったという答えがあるということでまとめてあります。こちらにつきましては、そういった認識がなかったということでございますが、2にあるようにマニュアルがあれば防げたということで、マニュアルの不備ということも本件発生の原因ということで、合わせて2項目載せさせていただきます。

3番、不適切案件の取り扱いについてでございます。該当の8件につきましては、既に契約済みで各業務が履行中ということが現在であります。先ほど、発注機関の聞き取りもありましたが、8件につきまして、入札参加者全て、また発注機関の積算および事務担当者に聞き取りをしたところ、価格漏洩が疑われる証言はなかったということで、こちらについては以上の理由から契約については継続ということになっております。

4ページをご覧ください。本事案発生までの流れで、左側、設計積算システム・営繕積算システムを使用する場合、金が入った設計書を作成しますと、こういったシステムの中でPDFを自動作成いたしまして、下の流れにありますとおり金抜設計書はシステム上で金が入る状態にはなりません。そういったものを作った上で、真ん中にありますが、入札情報システムまたは契約管理システムに登録の上、入札を行うこととなります。今回の案件につきましては、右側の表計算ソフトを使用する場合ということです。こちらにつきましては、金入の設計書を手入力で表計算ソフトに入力いたしまして、また金抜設計書をPDF作成するわけですが、データを残したままということで、本事案が発生したということです。この流れにありますとおり、データが残った状態のまま、真ん中にございますが入札情報システムまたは契約管理システムに登録されまして、入札されたということでございます。

改善策、再発防止策についてでございます。1点目としましては、作った人が金額情報を必ず削除するという方法。

2点目としましては、設計積算システムを利用しないで作成した設計書を用いて入札公

告を行う案件につきましても、縦横の十分なチェックを徹底するという事です。

それから3点目でございます。2番の発生原因の(2)にもありましたとおり、金抜設計書の電子化にあたっては作業マニュアルを作成し、運用の徹底を図りたいという事です。以上3点をもって再発防止策としたいと考えています。

結びになりますが、今回は平成30年度予算に係る案件ということで、ご報告させていただきましたが、過去につきましてもこのような手法でやったことについてはそういう可能性もあるのではないかとということで、表計算ソフトを使ったものについては現在点検を進めているところであります。またご報告をしたいと思っております。結びになりますが、このような事態が発生したことは、入札の公平、公正性が疑われる事態となっておりますので、こういうことがないように、今後とも再発防止策をしっかりやっていきたいと思っております。これをもってご報告にかえさせていただきます。以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。それでは、ただいま説明いただきました資料2につきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○湯本委員

それでは、私から3点お願いしたいと思います。

まず、1点目なんですけれども、今回関係者への聞き取りということでありましたけれども、特に技術管理室で行ったものは第三者的なところに委託をしてやったのかどうか。あくまで、技術管理室でやったのかということがまず1点目であります。

2点目なんですけれども、故意といいますか、今回認識がなかった、2の(1)(2)のところに認識がなかった、故意ではなかったという確認についてでありますけれども、これは客観的に見て判断できるということで、そういうふう判断されたのか。ということが2点目です。

3点目なんですけれども、今回の事案、県だけではなくて、県内の自治体でも同じような事例がありましたけれども、それとの差異というか、状況はどんな感じかなということをお願いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○碓井会長

どうですか、事務局。

○事務局

はい、それでは1点目についてお答えいたします。関係者への聞き取り方法でございますけれども、先ほど2ページで不適切案件8件ということでありましたが、その他にも、下にもございますが、積算価格ではないのですが、数字が読み取れるような案件が6件ありました。計14件につきまして、初めに、外部の応札業者についての聞き取りですが、技術管理室が一括して入札に参加した14案件の17者に、アンケート形式による書面調査を行いました。その結果、先ほどご報告したとおり金額等を見たという回答がなかった、こ

れが業者への聞き取りでございます。

次に、職員への聞き取りについてでございますけれども、こちらは会計局契約・検査課を主体に行っております。先ほど申しあげました 14 案件につきまして、これは 4 建設事務所が対象になりますけれども、その設計担当者ならびに工事事務担当者全てを対象に調査を実施しております。その結果、意図的な価格漏洩はなく、数字データが残っていたことを知らなかったということです。

2 点目でございます。故意でないことの確認は客観的であったのかということでございますが、職員への聞き取りについては、先ほど申しあげたとおり、会計局契約・検査課で行っております。

3 番目、県内市町村の事例との差異というご質問でございますけれども、市町村につきましては、それぞれ報道機関で私どもも把握しているところでございます。今回の県の事例につきましては、先ほどの 4 ページの右側の事例にありまして、表計算ソフトを使っている事例、これが建設部におきましてはほぼ保守点検に限られているということでございまして、先ほどご説明のとおり設計積算システム等を利用しないで使っているということで、私どもは把握しております。その他の市町村につきましては、報道で知る限りでは、表計算ソフトで作ったものもあるということでございますが、全てについては把握していない状況でございます。

以上 3 点について、ご説明いたしました。

○碓井会長

ちょっと私、聞き取れなかったのですが、システムの設計は……、何ておっしゃいましたか。

○事務局

先ほどの資料の 4 ページの。

○碓井会長

別紙 2 のところですね。

○事務局

はい。そちらの右側の上に、表計算ソフトを使用する場合の流れがございまして、左側が設計積算システム・営繕積算システム、こちらがいわゆる一般土木および一般建築のシステムを利用する積算システムとなりまして、こちらを利用しますと PDF 作成も自動作成しまして、こちらはシステム上そういった金抜設計書の中に金が入ることはないということを確認しております。今回該当案件は、右側の表計算ソフトを使用する場合でございまして、市販のソフトで数字が残っていたときに、黒を白文字にすると画面では数字が消えた状態になるのですが、データとしては残っているため、PDF を作成したときに数字が残るということでございまして、これが、右側の詳細でございまして、こちらは先ほど申しあげたとおり県ではこうした表計算ソフトを使って積算をする保守点検業務に多いということでございまして。

○碓井会長

ちょっと、よく聞き取れませんが、湯本委員のご質問は、県自身が打ち込んだか、という趣旨の質問ではなかったですか。今のお答えでいいんですか。右側を使っているということは分かるんです。右側で問題が起きているのだから分かるのだけれど。それを全て県の職員がやっているのですか。

○事務局

こちらは、全て県が積算担当者になります。

○碓井会長

担当者は県。しかしそのソフト自体は「・・・」という、外部が作り出したものを使っていると、こういうことですね。

○事務局

外部システムを使って、いずれにしても県が作っているものでございます。

○碓井会長

そうすると、それを作るときは、県が発注して作ったと。

○事務局

県の担当者が入力して。

○碓井会長

ちょっと意味がよく分かりません。

○事務局

会長さんがおっしゃったのは、表計算ソフトを何か加工する作業が発注されたというご質問かと思えますけれども。

○碓井会長

そうです。

○事務局

市販品の表計算ソフトに県職員が一から数字や罫線を入れて全部作っております。

○碓井会長

そうすると、その作業を全部県職員がやっていると。

○事務局

そうです。

○碓井会長

さっき、そういう趣旨の質問がありませんでしたか。

○湯本委員

最終的にいわゆるその認識、故意でないという確認をどういうふうに客観的にしたかという。そういう質問をしました。

○碓井会長

湯本委員分かりましたか。ほかに何か。はい、どうぞ柳澤委員。

○柳澤委員

今の説明の中で、平成30年度のみで8件あったということで、過去にもあったかもしれないということなのですが、今になってこれが問題になって出てきて、県がこれについて調査等をしたきっかけというのは一体何なのかということが気になりますのでお尋ねしたいということと、今までの質問の中にも出ているのかもしれませんが、実際に入札した人たちがこれを見て、そして入札していたのかどうか。つまり結果に、ちゃんと文字を消さなかったことが影響していたのかどうかということについての調査はどうなっているのかということ、もし可能であれば教えていただきたいと思います。

○碓井会長

はい、どうぞ事務局。

○事務局

きっかけでございませけれども、こちらにつきましては、報道機関からの質問により発覚しました。こちらの金抜設計書は、ホームページに掲載しておりますので、こういった案件について数字が漏れているという指摘がございまして、検証したところ数字が漏れているということで、調査に入ったしだいでございます。

2番目の、入札者に影響があったかということでございますが、県につきましては、業者への聞き取りを全14件17者にアンケート形式で書面で調査をしたところ、それぞれ17者全てにつきまして、金額等を見て入札したことはなかったということで回答をいただいております。以上でございます。

○碓井会長

ちょっと確認ですが、千曲市の案件で先に分かりましたね。報道されましたね。そういうのをきっかけにして、報道機関が県のものも調べてみて県にもありそうだと、そういう情報を寄せてくれたと、そういうふうに解釈してよいのですか。

○事務局

そのとおりです。

○碓井会長

なるほど。その報道の前に県が自主的に一步先じてやったというわけではなかったと。こういうことですか。

○事務局

それはありませんでした。

○碓井会長

そうですか。どうぞ、ほかに。小澤委員。

○小澤委員

改善案で、表計算ソフトを使うときは削除するとか、そういった3つの項目があるんですが、そもそも別紙2で上げていただいている左側の設計積算システムのみの活用というのでは相当不便になってしまうという、そういう解釈でしょうか。

○事務局

はい。そのとおりでございます。そういう検討も必要なのかもしれませんがシステム改修にお金がかかる面もありまして、費用対効果も検証しながら考えていきたいと思っているところでございます。

○碓井会長

分かりました。ほかにいかがでしょうか。

思わぬところに穴があったということでございますが。では、この案件のご報告を伺ったということにさせていただきたいと思えます。

3 (2) イ 建設工事に係る委託業務における低入札価格調査の実施

○碓井会長

次に、イ「建設工事に係る委託業務における低入札価格調査の実施」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局

私のほうから、資料3、ページで言いますと5ページ、「建設工事に係る委託業務における低入札価格調査実施」について説明させていただきます。

このことにつきましては、前回の第2回審議会においてご審議いただき、了承をいただいた件ですが、主な意見の中にもありましたけれども、第三者照査の第三者の要件ですが、これが分かりづらいというご意見がございましたので、今回改めて資料を作りまして

説明をさせていただくものでございます。資料をご覧ください。

現状についてですけれども、建設工事に係る委託業務では、低入札価格調査基準価格と失格基準を同額としておりまして、これを下回った者については調査を省略し失格としているところでございます。今回総合評価において低入札価格調査基準価格と失格基準価格の分離をすることに伴いまして、調査基準価格未満の落札候補者に対して、適正な履行が行えるかの調査を行う必要が出てきたということが現状としてございます。

2番目の取組内容についてですけれども、総合評価を含む受注希望型の委託業務、金額としまして、50万円以上でWTO適用基準未満を対象にしまして、調査基準価格未満の落札候補者になった者については、下の図のとおり、低入札価格調査を行うというものでございます。左側が現行で、右側が今回改めて改正するものでございます。現行のほうはこれまで自動的に失格としていましたので、調査自体の規定はありません。右側の改正の枠の中をご覧くださいと思います。

まず調査対象者は、低入札価格調査基準価格未満の落札候補者でございます。②として、低入札価格調査についてですけれども、落札候補者通知日の翌日から起算して2日以内に調査書類提出をお願いするものでございます。③として、品質確保対策として管理（主任）技術者の専任配置。通常委託業務ですと、転任・交換業務も可能ですけれども、もし対象になった場合は専任で配置をしていただくと。さらに、品質確保対策として第三者照査というものを実施していただくと。これにつきましては、まず注意書きの、管理技術者の専任配置についてですけれども、注1に書いてございますが、他の委託業務においても、いかなる技術者としても従事しないことというのが条件です。注2ですけれども、第三者照査につきましては、受注者が自ら実施する照査とは別の、第三者による照査を受注者の負担により実施するというものでございます。さらに第三者は、県の入札参加資格を有し、落札候補者と資本関係や人的な関係がないこと。それと、過去に落札候補者との間で第三者照査の実施がないこと等を条件としております。

④でございますが、落札候補者の辞退については、本年度から実施する建設工事と同様に辞退は可能としております。ただし、年3回以上の辞退で入札参加制限がかかるというものです。

⑤書類不提出・虚偽説明等への対応でございますが、まず契約時だけではなくて、完了時にも同様の、適正に履行ができたかというものを証する書類を提出していただくこととなります。契約前ですけれども、もし仮に虚偽や不提出があった場合については、落札候補者の取り消しとともに、入札参加停止という、いわゆる指名停止の措置を執ることとなります。完了時も同様に、もし虚偽等が明らかになった場合には入札参加停止と合わせて業務成績点の減点ということとなります。さらに、低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がされないと判断された場合には、落札候補者を取り消して、さらに年2回同じように取り消しになった場合には、入札参加制限をかけるということでございます。

実施時期につきましては、来年度の4月の公告案件から適用するというようにしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。ただいまのご説明の資料につきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

はい、野本委員。

○野本委員

前回私が質問した内容ですけれども、ここでいう第三者というのは、照査を受ける業者と同業他社ということになりますでしょうか。

○事務局

同業です。同じ業種の資格をお持ちの方です。

○野本委員

その場合、競争関係にあるということですね。

○事務局

そのとおりです。

○野本委員

そういった場合、客観的な第三者として照査できるのかどうかというところ、私は疑問かなと思うんですけれども、県内で全く競争関係がない、同じ専門的な知識と能力を持つ業者がやるのであれば、客観的な評価はできると思うのですが、競争関係にあるところに委託するとなると、必ずしも独立した第三者という立場と言えるかどうかというところが私は疑問に感じるんですけれども、その点いかがでしょうか。

○碓井会長

事務局。

○事務局

第三者照査についてですけれども、設計業務でありましたら、まず社内で照査というものを実施します。ですので、設計の担当者と別に、照査を担当する社員がいて、その方が照査を実施するということになります。それと同様のものを、第三者の、他の会社に照査をお願いするものでございますので、逆に言うと社内ですと社内だけの照査になりますけれども、同業同種の業務を行っているコンサルさんなり測量会社にそういうことをお願いすることによって、客観的に、逆に照査が可能になるのではないかとということで、低入札価格調査で実施するものです。逆に客観的な照査が可能になるのではないかと考えております。

○碓井会長

はい。ほかにいかがでしょうか。奥原委員。

○奥原委員

1点整理と、もう1点お願いなんですけれども。まず1点目ですけれども、低入札価格調査基準価格というものが、受注希望入札では予定価格の87.5%でして、それより潜ったと言いますか以下の価格で失格基準価格というものがあって、その間のことを言っているという解釈でいいのでしょうか。

○碓井会長

はい、事務局。

○事務局

総合評価落札方式、通常の受注希望の場合ということでよろしいでしょうか。この注意書き、「*」印のところに書いてございますが、受注希望型競争入札の場合は予定価格の87.5%が入札価格調査基準価格になります。ですので、そこから2.5%下回った85%が失格基準になります。すると、87.5%より上の場合ですけれども、その場合は今までと同じように通常の変動制の失格基準ということで、87.5%より上の場合は低入札価格調査基準価格イコール失格基準ということで、通常の今までの入札のほうで自動的に失格になるということです。

○碓井会長

奥原委員、よろしいですか。

○奥原委員

そうすると、87.5%を下回って低入札した場合に、調査で問題ないということであれば受注可能ということになったとすると、極端な場合、設計価格を100%としたときに、ちょっと極端ですけれども、50%とかいったときでも履行可能ですということになれば、落札できるという解釈ですか。

○碓井会長

事務局、いかがですか。

○事務局

まず、失格基準というのは変動する低入札価格の基準から2.5%下回ったところが失格ですので、そこは無条件で失格になりますので。今回対象となるのは、基準額から、失格基準までの間に札が入った場合に低入札価格調査を実施するというところでございますので、その中で適正な履行ができるかどうかというのを調査して、履行ができると判断した場合にはそのまま契約に至るということです。

○奥原委員

もう1点いいですか。取り組み内容の注釈2のところ、落札候補者と資本関係や人的

な関係がないこと。」という、人的な関係のところをご説明いただきたいと思います。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

まず、会社同士が親会社・子会社の関係に無いことですか、一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている場合ですか、あと会社の管財人を兼ねている場合ですか、そういった場合が人的関係という。そういう関係が無いということです。

○奥原委員

そうすると、役員だとか資本関係が無ければ、例えば同じ会に属していますとかそういうことは特に問題ないという解釈でよろしいでしょうか。

○事務局

はい、そのとおりです。

○碓井会長

吉野委員。

○吉野委員

低入札価格調査に関しては、適正な履行が行えるかどうかという調査、これがみそだし、大変難しいですね。調査して結果を判断するというのは。

それで県としては、具体的にどういうやり方で調査をして、どういうときにどういうことが予想されると、落札候補者の取り消しだとかそういうことに結びつけられる、そういう基準か何かをお持ちかどうか。あるいは、それをお示しになるのかどうか。その辺のところをお聞きしたいと思います。発注者としては、なかなか判断が難しいのではないかと考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○碓井会長

はい、事務局。

これは建設工事ではなくて、建設工事に係る委託業務ですね。それを念頭に置いて。

○事務局

まず、調査自体は、工事と同様の考え方で低入札価格調査を実施しますが、まずその価格で実際に求める適正な履行ができるのかという観点で、必要な所定の書式を出してもらいます。例えば、業務体制がどういった体制で行っていただけるのかとか、その辺を確認した上で、その体制でやるのであれば適正な履行が可能だということをその書類の中で判断します。併せて、今回肝になるのが、専任配置ですか第三者照査というのは、かなり低入対策としては大きな重要なポイントになるということです。それによってやはり

品質の確保という担保をそれによって取るというふうに県としては考えております。

逆に、その低入のために、この価格を入れた理由ですか、そういったものを全て出していただいて、その辺の書類の不備があればまず落札候補者としては認めない、取り消しという形に。まず、書類を出していただくということが低入対策としてやっていくと考えております。

○碓井会長

はい、吉野委員。

○吉野委員

工事とはちょっと違うとは思いますが。委託ですから。とは思いますがけれども、これはおそらく発注者自身がどういうふうに個別の案件で考えていくかという、そういう積み重ねをしながら考えていくということでしょうかね。あらかじめ何か具体的な基準を出すというつもりはないですか。

○事務局

現在、詳細については詰めている部分もありますけれども、基本的には、先ほども言ったとおり、例えば管理技術者専任配置と言っているのに出てきた人を調べたら他でやっていたということが発覚する場合も当然あるでしょうし、やはりまず私たちが求める書類がきちんとできているかどうかというところからまず判定することになると思います。今、吉野委員がおっしゃったように、個別の案件で、業務・業態によって違ったポイントが出てくるとなれば、またそういったところもあろうかと思えます。いずれにしても、この制度については国土交通省で先行して運用しておりますので、そちらの状況も参考にさせていただきながら適切な運用になるように進めてまいりたいと考えております。

○碓井会長

はい。伺っていて、発注者といっても長野県の場合には、一括発注では必ずしも無いわけですね。つまり、本庁で全部やっているとは限らないわけですね。そうだとしますと、やはり横の情報交換が極めて重要で、いわゆるマニュアルというのも、情報交換を通じて、だんだんに精度を上げていく必要があるんじゃないかと、直感的には思うのです。ですから、現場の人たちに情報交換が緊密に行われなければ、そこで消えてしまう。あるいは無視されてしまうという危険性もあります。特にお願いしたいと思えます。

ほかにはいかがでしょうか。

○堀越委員

参考までに教えていただきたいんですけども、数値的判断基準の確認というのは、どの段階で行われるのでしょうか。

○事務局

開札後です。失格基準というのは、そのときに入った入札額によって変動するものです。

ので、開札して札を開けて計算をして、その時点で基準価格が決まるということで。それは今までの失格基準の算定方法と同じでして、それに幅を持たせたということです。算定の方法、時期についてはこれまでと同じです。

○碓井会長

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

さっき、落札候補者の辞退、入札参加制限のときに、説明のために指名停止という言葉を使われましたけれども、それは説明のために使った言葉に過ぎないのですか。

○事務局

そうです。

○碓井会長

指名停止は無いんですよね。

○事務局

入札参加停止です。

○碓井会長

そうですね、分かりました。

それでは、これはご報告を伺ったということにさせていただきますが、よろしいですか。どうもありがとうございました。

3 (2) ウ 建設工事等における入札参加者全員を対象とする資格要件の抜打ち審査

○碓井会長

それでは続きまして、ウ「建設工事等における入札参加者全員を対象とする資格要件の抜打ち審査」について取り上げます。まず、事務局からご説明をお願いします。

○事務局

それでは資料4の「建設工事における入札参加者全員を対象とする資格要件の抜打ち審査」について説明をいたします。よろしくをお願いします。

まず1の現状と課題でございます。受注希望型競争入札では、開札後に落札候補者となった者のみ入札参加資格要件の審査を行っております。1ページめくっていただいて、別紙1をお願いいたします。入札事務手続きの流れについて説明させていただきます。まず、工事や業務委託の公告を行い、入札・開札を行ったところで、入札参加資格の事前審査を行います。この段階での審査は、右側の四角で囲った部分、事前審査項目と記載してありますが、発注者側の資料で確認する審査でありまして、この審査で不備があればその入札は無効となり失格基準の算定には入れないこととしております。次に落札候補者を決定い

たしまして、候補者から要件審査の書類を提出していただき審査を行います。

ここで資料の訂正をお願いしたいのですが、入札資格審査要件審査と書いてありますが、入札参加資格要件審査の誤りでございます。

この審査項目は、左側の四角で囲った部分にありますように、有効な経審、有効な経営事項審査ですとか、業種登録要件、入札公告で求めている同種工事や同種業務の実績、配置技術者の資格、県税の滞納がないことを確認します。審査要件で要件を満たす場合には落札決定に進みますが、要件を満たさない場合は資料右側の点線で囲った部分になりますが、落札候補者の取り消し通知を発出するとともに、次の落札候補者を選定し、適格されるまで落札候補者の決定と審査を行います。

また、落札候補者となったものの、要件を満たさないことを確認された者に対しましては、「受注希望型競争入札における同種工事の実績等の要件に適合しない入札参加者に対する事務処理規程」によりまして警告書を発出し、2年以内に再度警告を受けた業者は、入札参加制限を受けることとなります。

このように、長野県では入札後に事後審査を行うという方針でして、そのメリット・デメリットでございますが、資料の一番下に書いてありますが、メリットとしては、受発注者双方の事務負担の軽減が図られるところにあります。これは、落札候補者のみ資格要件を行うことにしているためです。また、デメリットとしては、不適格業者が混入する可能性があるということでございます。

もう一度戻っていただきまして、資料4をお願いいたします。現状と課題の2ポツ目でございます。審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たさないことが判明し、落札候補者の取り消し等を行う件数が、平成29年度以降増加しているということで、お手数ですが2枚めくっていただきまして、別紙2をお願いいたします。

こちらの資料でございますが、落札候補者の取り消しを行った件数を平成25年度からまとめたものになります。取り消し件数は平成25年度から減少傾向にありましたが、平成29年度は10件行っておりまして、本年度平成30年度は既に10件となっておりまして、最近は増加傾向にあります。

件数の内訳は、平成25年度から現在までの合計で47件。その内訳は、工事が26件、委託が21件となっておりまして、不適要件の内訳としては、工事の配置技術者等の要件を満たさないものが12件、これは例えば森林整備業務で専任技術者を配置できないですとか、主任技術者を配置できなくなったというものになっております。

それとは別に、同種業務の実績の要件を満たさないものが10件ございます。これは、いずれも公告をよく見なかったですとか、実績の捉え方の間違いによるものが原因となっております。

工事のその他の4件につきましては、経営事項審査の有効期限が切れているといったものでございます。

委託業務につきましては、配置技術者の要件を満たさないものが7件、同種業務の実績の要件を満たさないものが10件、その他が4件となっており、こちらも公告文をよく見なかったですとか、実績の捉え方の誤りによるものが原因となっております。

6ページ目に戻っていただきまして、現状と課題の3つめのポツでございます。このように、入札参加資格要件を満たさない者が入札に参加することは、落札候補者の取り消し

や、適格者の再審査等の事務手続きに時間を要するとともに、適正な競争を損ねる恐れがあるため対応が必要となっているというのが現状と課題でございます。

2の取組内容でございます。落札候補者決定後、落札者以外の入札参加者全員を対象とする資格要件の抜打ち審査を実施します。またその旨を公告文に記載します。抜打ち審査の対象は、各発注機関が案件の内容等を踏まえ選定する。各発注機関は、入札参加資格要件審査書類の提出を求め、審査を行う。入札参加資格要件を満たさない者が確認された場合は、理由等のヒアリングを実施し警告を行う、こういうものでございます。

ここで行う抜打ち審査の内容は、次のページの先ほどの流れに記載しました通常の資格審査と同じですが、納税に関する確認につきましては、納税証明書の取得や、それに要する費用、また時間を要するという点と、これまで税金の未納の理由により取り消しとなった事案がないことから、納税証明の提出は不要としております。

また、この審査の趣旨としては、先ほど件数が増えているということの説明しましたが、年間発注件数に対しましては、1%に満たないわずかなものでございます。ただし、偶然落札候補者となったものの要件審査で要件を満たさないことが確認されたのか、また、そのほかの参加者の中で要件がどうだったのかということが分からない実態があるので今回抜打ち審査をさせていただくということも目的の一つでございます。もう一つの目的は、ヒアリングを行いまして、そのヒアリングの結果、入札の公告文の記載が分かりづらいということであれば公告文の記載方法について検討してまいりたいと考えております。

また、落札選定後としているのは、今回の抜打ち審査の結果によりまして、落札候補者が変わることがないことから、入札手続きはこれまで通り進めまして、入札手続きが終わった後に抜打ち審査を行うこととしております。

3の効果でございます。一つが、入札参加資格要件を満たさない者の応札を抑制する。もう一つが、抜打ち審査の結果を踏まえ、今後入札契約制度の改善につなげていくということでございます。

4の適用時期でございます。平成31年4月の公告案件から実施してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

はい、藏谷委員。

○藏谷委員

2つお願いします。最初は、資格要件の抜打ち審査取組内容の4つめのポツで、入札参加資格要件を満たさない者うんぬんで、警告を行うとありますが、この警告に関するペナルティーというのはあるのでしょうか。2つ、3つなったら入札停止とか。

2つ目になります。同種工事の実績というのが3000くらいの発注のうち3つあるね。0.1%くらいかな。数はそれほど多いとは思いませんが、でもこれも大事なことであって、施工会社からすると、見解の相違とか判断の基準が曖昧なときがありまして、僕らがこれは同種工事だろうと思っても、発注者の方はそれは違うというのがあって、じゃあそ

の基準はどういうマニュアルといいますか、指針があるのというところ。Q&Aしかないんですよね。いろんな過去の質問で答えたアンサーを、実際に垣間見ながらチェックをしていくという作業しかないので、これはきちとしたマニュアルというか指針をおつくりになったらいかがかなと思います。そうすると、見解の相違といいますか判断の相違が無くなるといいますか、かなり減ってくるのかなと思います。

それからもう1つは、国交省と県の判断が違うところがありまして、国は認めるけれども県は認めないと。そういう項目もあろうかと思うので、国交省の内容も一度検討いただいて、そして県も採用できるものがあれば、ぜひそれも採用していただきたいと思います。JVで、特定JVの実績は認めますが、経常JVは認めないという、Q&Aでありましたけれども、国は経常JVは認めるわけですよ、県は認めていない。それと、担当によっては、前はクリアしたけど今回は外されたとか。事業者さんによっても違うところがあるので、マニュアル・指針をおつくりいただくと大変ありがたいかなと思います。以上2つ、お願いします。

○碓井会長

はい、事務局からお願いします。

○事務局

1つ目の警告の内容でございますが、別紙1のところに書かせてもらっているとおり、ここにある事務処理規程、通常取消通知を行った際に発出する警告と同じでして、1回目ですと警告を行って、同じことが2回あると入札参加制限をかける警告を行うということでございます。

同種工事の実績のマニュアルでございますが、こちらのほうですが、今回抜打ち審査をさせていただいて、その状況を調べる中で、もし必要があれば分かりやすくしていくというのは当然のことなんですが、そうなればマニュアル等をつくって検討してまいりたいと考えております。

○藏谷委員

国交省さんでも、調べてもらおうとありがたいです。

○事務局

分かりました。

○碓井会長

今の藏谷委員の2番目の件ですけれども、今回の抜打ち審査というのも、まさに一種の資料にするという方針が事務局からの説明だと思いますが、県ではいわゆる対話による行政というか、県のそういう関係者と例えば建設工事に関係する人たちとの検討会と呼んでいいのか懇談会と呼んでいいのか分かりませんが、ざっくりばらんに、今藏谷委員がおっしゃられたような問題点を出し合って議論する場というのは既に設けられているのでしょうか。それとも、それも今後の課題なののでしょうか。

○事務局

はい。今、会長がおっしゃった懇談会というものにつきましては、名称とすると地域を支える建設業検討会ということで、まず大きな県の建設業協会全体のメンバーと、県の県庁を中心としたメンバーでやっている部分もありますし、それから各支部というか、いわゆる地方ごとですね。各地域の地域広域においても建設業協会の各支部の皆さんと、それから建設事務所を中心とした県の組織のほうで、いろいろな問題についてざっくばらんに常日頃話し合っている状況でございます。

○碓井会長

それは大変重要なことかと思えます。もしこれが非常に重要な事柄だとすると、重点項目としてのそういう会合を持たれてもいいのではないかとチラリと思った次第ですが。要するに、その手の会合というのは、あらゆる事柄が内容として取り上げられるので、このこと自体はあまり大きく扱われないということも起こりえると思えます。

どうぞ、ほかに。大窪委員。

○大窪委員

取り組み内容の2番目になるのですけれども、抜打ち審査をする対象の案件については、各発注機関が内容等を踏まえて選定するということですのでけれども、具体的にはどういう内容を踏まえて選抜していかれるのかということと、どれぐらいの割合を審査されるご予定なんでしょうか。

○碓井会長

どうぞ。

○事務局

先ほど説明した案件の選定というのは、現地機関のほうで選定してもらうんですけれども、今回の資料の別紙2のところの説明したように、同種工事や業務の実績を要件として付けたものの中で、取り消しの事案が発生しているということがございますので、そういうことも含めながら、そういう要件を付けた案件について含めながら選定していただくように考えております。

○大窪委員

今の質問なんですけれども、先ほど会長が言われたように、あまり抜打ちで調べられるというのは、双方あまりうれしくないことなので、できるだけ県のほうがコンサルタントというか相談役になって、該当しそうなところには、ところにはというか、業者さんに説明していかれるというような、そういう作業があつての抜打ち審査なのかなということをお願いしておきたいと思えます。

○碓井会長

はい、湯本委員。

○湯本委員

現状と課題という中で、相当時間を要するということでもありますけれども、実際に年間の審査件数、特に7ページのメリットのところには事務軽減が図れるとあるんですけども、実際どのくらい件数があつて、合わせて1件あたりの審査に要する時間はどのくらいかかっているのかというのを教えてもらいたと思います。

あと、これは確認なんですけれども、8ページのところで、いわゆる取り消しで、配置技術者の方がおられないということでもありますけれども、特に森林整備等ということでありましたけれども、昨今の災害が多い中でも人員不足ということが原因かどうかという点だけ確認したいと思います。

○事務局

1点目の年間の審査件数につきましては、平成29年度の件数でいきますと、工事が大体1500件くらい、委託が1300件くらいで、大体2800件くらい契約をしております、全ての案件で資格審査を行っております。1件あたりの審査時間なんですけど、受注希望型競争入札は総合評価落札方式とは違う部分があるのですが、受注希望型競争入札のほうでいきますと、聞いたところによりますと大体1件あたり5分程度かかっているようでございます。

総合評価落札方式でいきますと、同種業務の実績とか調べるところが多いもので、10分から15分程度かかっておりまして、こちらにつきましては通常事務担当が行っているのですが、技術担当も実績に関しては確認を行っているということで、少し時間がかかっております。

それと2点目の、配置技術者の関係でございますが、そもそも入札公告で求める配置技術者を確保できないというのであれば、そういうことが分かっているなら入札には参加できないということがございますので、ご指摘のような災害対応によって配置技術者が配置できないということではないというのがあります。ただし、配置技術者の数によって、企業が受注できる数というのが決まってくるので、災害件数が多くなった場合には、入札参加、入札を行っても誰も応じてくれないということがあると思います。

○碓井会長

事務局お願いします。

○事務局

1点補足しなきゃいけないと思ったんですが。審査時間が5分あるいは10分～15分と言ったんですが、これは書類がそろって問題無い場合の、まさに実務審査の時間にすぎないということで、当然書類を受け取るタイムラグがあり、それから審査が終わった後の書類手続きとしての決裁審査、決裁もあつて、それを知らせる手続きというのがありますので、日単位で、数日単位でかかっています。やり直しとなると、5分～10分がプラスでは

なくて、日数的にかかってくることになります。

○碓井会長

はい。

ほかにいかがでしょうか。はい、小澤委員お願いします。

○小澤委員

全く素朴な問題でお聞きしたいのですが、先ほどの資料別紙で、今湯本委員がおっしゃった、メリット・デメリットという記述をしていただいて、これは選択できるのかなという疑問が湧いてまいりまして、いわゆる入札参加資格要件審査の際に行う事後的なものを事前にやっている自治体もあるのでしょうか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

例えば、国や他の自治体では事前審査、入札前に行う事前審査を行っているところがあります。

○小澤委員

一番の解決は、事前にやると手っ取り早いのかなと思うのですが、国とか他がそうやっていて、県がやはりそれができずに抜打ちというのは、その理由というのは何かあるのでしょうか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

例えば、他県でいいますと、指名競争入札というのをまだ使っているところがあるんです。長野県は指名競争入札はもうやめているんですが。そのように応札者が少ないときは、事前審査が可能かと思うのですが、長野県の場合ですと受注希望型競争入札で、要件があれば誰もが応札できるという方針を採っておりますので、時期とか案件にもよりますが多いときは50者くらい集まる入札というものがありますので、それを事前審査していますと、職員数がとても足りないということで、長野県では事後審査というスタイルをとっております。

○小澤委員

分かりました、ありがとうございました。

○碓井会長
奥原委員。

○奥原委員

審査項目に関してですけれども、建設業者さんは毎年建設業の変更届を出されたり、経営事項審査も出されたり、入札参加の審査もそれぞれされていますので、そのときに細かいところ、入札者の要件ですとか、チェックしてくださっていると思います。せっかくそれを毎年やってくださっていますので、なかなか顔を見てというわけにはいかないと思いますけれども、目先の建設事務所の担当の方が、確かこの業者は受けているし大丈夫だなというところを、もちろん書面でやることは大事なんですけれども、そういったところで判断も加えていただければいいのかなと思います。ちょっとで申し訳ないです。よろしくお願いします。

○碓井会長
何かご発言ありますか、よろしいですか。

○事務局

応札者の方には、一番は入札公告文をよく見て入札に挑んでもらいたいというのがありまして、今回こういう抜打ち審査をやるということを公告文に記載することで、取り消しの事案が減ってくる抑制にはなるのかなというふうに考えております。

○碓井会長

ほかに何かありますか。よろしいですか。

だいぶご質問やご意見が出ましたけれども、やっていくということで。

それでは半ばを過ぎておりますので、10分間休憩をさせていただきます、4時15分開始といたしましょう。

(休憩)

3 (2) エ 建設工事等における全国の落札率の推移

○碓井会長

それでは、再開させていただきます。次は報告事項のエ「建設工事等における全国の落札率の推移」を取り上げたいと思います。まず、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

よろしくお願いします。

9ページの資料5をお願いします。建設工事等委託業務の全国の落札率について平成29年度の集計結果がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

平成29年度の建設工事委託業務の落札率につきまして、全国の都道府県に対してアンケ

ート調査をこの夏に行った結果をまとめたものです。平均値の算出方法は、各都道府県の平均落札率を単純平均したものとなっております。上半分の表とグラフが建設工事のもので、平成 29 年度の全国の平均落札率は 93.0%となっておりまして、前年度に比べてわずかに上昇しています。これは、長野県の平成 29 年度の落札率よりも 0.3 ポイント高い状況ではありますが、前回の審議会でご報告しましたけれども、本年 7 月までの本県の落札率 92.9%と比べますと、ほぼ同値となっております。

次に、下のグラフが委託業務のものでして、平成 29 年度の全国の平均落札率は平成 28 年度よりも 0.5 ポイント上がりまして、88.0%となっております。本県の平均落札率よりも 2.8 ポイント低い値となっております。説明は以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問ご意見がありましたらお願いいたします。

はい、藏谷委員。

○藏谷委員

長野県を取り巻く近隣 8 県の平均は出ていますか。

○事務局

近隣 8 県の平成 29 年度の平均落札率ですけれども、94.7%という結果になっております。

○藏谷委員

その数字を見て客観的にどうお感じになりますか。94.7 と 92.7 では 2%違うんだよね。建設会社、企業、2%なんて利益が出ている会社そうはいないんだよね。何が言いたいかわかりでしょうか。よろしくをお願いします。

○碓井会長

特に事務局からのお返事はいいでしょうか。

○藏谷委員

しっかりいい仕事をして、利益を計上して、納税の義務を遂行して、地域の消費と、このようにいきます。阿部知事もそのとおりだとおっしゃっているという話もあるし。

○碓井会長

ご意見として伺うということによろしいでしょうか。

ほかにいかがですか。柳澤委員。

○柳澤委員

表の見方という意味で教えていただきたいのですが、平成 21 年に全国平均と長野県がほぼ一致してくるといふ、ここには一体どういうことがあったのかということ、勉強をし

たいという意味において教えていただければと思いますが、どういうことがあってこういうことが起きたのか。そこら辺をご説明いただけますか。

○事務局

平成 21 年度の建設工事の落札率でよろしいですか。

○柳澤委員

はい。

○事務局

平成 21 年度には、失格基準価格が平成 19 年度に改訂した失格基準価格の 80～85.5%という失格基準価格から 5%上げまして、85～90 という失格基準価格に改訂したタイミングであります。このときに、全国の平均落札率とほぼ一致する平均落札率が得られたということになります。

○碓井会長

柳澤委員のご質問の裏には、なぜそれでそうなったか。失格基準価格の比率を上げたから、なぜそうなったか、その理由というか、もうちょっとご説明いただきたいという趣旨があると思いますが。

○柳澤委員

もし分かれば。

○碓井会長

はい、事務局お願いします。

○事務局

失格基準価格を下回った入札は、いわゆる失格になります。失格基準価格自体は、いわゆる低入札価格調査基準価格と同額ということで、いわゆるダンピング対策として設定されています。従って、事前に知らしめている数字になりますから、予定価格の積算をされた中で、一定程度の確率で、予定価格の積算がある程度もくろみが立った中で、いわゆる失格基準がもう既に分かっているわけですから、その数字をかけることによってある程度、これ以上下がると失格になってしまうラインが分かるわけですので、その辺りよりも上に札がある程度集中してくるということから、こういった形で落札率が動いているということは、いわゆるダンピング対策の結果、そういったことは起こり得るということと考えます。

○碓井会長

柳澤委員、良く言えば競争が働いているからということになるんですが、仕事を取るために限りなく失格基準価格に近いようなところで仕事を取りたいという業者がいると仮定

しますと、下の方にいきますよね。それを引き上げることによってその水準が上回ってという、そういう単純な理解でいいんですよね。どうですか、室長。

○事務局

はい。いわゆる平成 17～18 年以前から、入札の透明性・公平性ということが叫ばれて全国的に一般競争ということになり、長野県でも一般競争入札が導入されて、そのときにダンピング対策が十分だったかという、いわゆる低入札調査基準価格の 80%が低入札調査基準価格で、かなり低いラインであったわけです。低入札価格調査基準を下回るものについては調査ですとか、そういう形。あるいは失格ということで対応を求めていったわけですが、やはり 80%で低すぎるということで、段階的に平成 19 年度には 85%まで上げて、それから 21 年度に 90%まで上限値を上げるということを行った結果、ダンピング対策の結果、いわゆる安すぎる札が入る、入るといいますか、それでは契約できませんという姿勢、ダンピング対策を示すことによって、いわゆる安すぎる入札が防がれたということによって徐々に平均落札率は上がっていったということで理解しています。

○柳澤委員

予定価格を上げたというところがこういう結論……。

○碓井会長

予定価格を上げたのではなくて、失格……。

○柳澤委員

失格基準を引き上げたわけですね。それがこの結論に結びついたらと。

○碓井会長

それは、今の県のご説明ではダンピング対策。

○柳澤委員

ということなんですね、分かりました。

○碓井会長

この評価はなかなか。学問的というと難しい。西村委員が今日ご欠席なので残念です。ほかに。よろしいですか。じゃあこれは伺ったということにさせていただきます。

3 (2) オ 公募型見積合わせの拡大試行等の実施状況

○碓井会長

続きまして、オ「公募型見積合わせの拡大試行等の実施状況」につきまして、事務局からご報告をお願いします。

○事務局

よろしくお願いいたします。

私からは、公募型見積合わせの拡大試行等の実施状況につきまして、ご説明をさせていただきます。10ページの資料6をご覧くださいと思います。

こちらにつきましては、昨年度の第3回契約審議会でご了承いただきまして、平成30年度予算分より試行を実施しておりますけれども、試行を始めまして約1年弱が経過したというところで、実施状況のご報告と今後の方向性についてご説明させていただきます。

まず、公募型見積合わせにつきましては、1番の趣旨の下、*1に記載しておりますとおり、案件を県ホームページに公開しまして、広く事業者に見積書の提出を求めることによる随意契約の締結方式というものでございます。従来から、入札よりも少額な物件の買入れ、製造の請負において広く実施されていたところでございます。この仕組みを、業務委託契約等のその他の契約も対象としまして、平成30年度予算に係る事業の発注より試行として実施をしております。

具体的な内容につきましては、2番の平成30年度予算に係る試行状況をご覧ください。

(1) 公募型見積合わせの対象契約の拡大、(2) 地域要件設定基準の導入、(3) 入札参加資格の一部義務化を実施の3つの項目を実施しております。

続きまして、3番の試行結果についてでございます。次の11ページをご覧ください。まず1番、平成30年度のその他の契約に係る案件数でございます。一番上の段、件数についてですけれども、業務委託契約が110件、役務の提供が11件、物件の借入れが16件で、計137件を実施しております。

その下は、予定価格区分ごとの件数、また平均落札率と1件あたりの参加事業者数を記載しております。一番右側の合計の列をご覧くださいますと、平均落札率は86.2%、参加事業者数は平均1.3者という状況でございます。

続きまして2番、業務の主な種類と件数です。左側の表が業務委託と役務の提供、右側上の表が物件の借入れでございまして、業務の主な種類ごとに分類をしたものでございます。

引き続きまして、ページの中ほどの右側3番、不調・不落の状況についてです。先ほど合計数として集計しました137件とは別に、不調・不落となった案件が計9件ございまして、上段の不調、これは参加者なしのことですが、これが5件。下の段の不落、予定価格超過については4件となっております。

続きまして4番、地域要件の設定状況についてでございます。今回、この試行で原則としました県内本支店を設定した割合が最も多く、89件で全体の65.0%となっております。続いて多いのが地域内本支店の10ブロックでございまして、22.6%となっております。ただし、平均参加者の数をご覧くださいますと、全体平均の1.3者と大きな差はございませんので、地域要件の設定による参加者数への影響はそれほどなかったのではないかと分析しております。

引き続きまして5番、前年度との比較でございます。データ上比較が可能な案件として、計38件の集計を行っております。まず、参加者数ですが、昨年度は平均で3.2者、本年度は1.3者となっております。前年度につきましては、通常の随意契約としまして発注機関が複数者に見積を依頼しておりましたため、参加者数が本年度よりも多くなっているとい

うことがございます。ただし、落札率は下がりましたので、今回公募型見積合わせを実施したことによりまして、実際に契約を希望する事業者の方のみが見積に参加をしたというこの結果ではないかと思っております。

最後に6番の、入札参加資格取得者の状況でございます。今回、公募型見積合わせの一部に入札参加資格を義務付けましたので、新規の資格取得者を集計しましたところ、対象期間で96者の新規取得がございました。入札参加資格につきましては、契約の相手方の適切な選定や、県の施策の促進等の効果が期待できることから、試行の拡大を今後の方向として考えております。

そこで、10ページの4番にお戻りいただきまして、今後の取組につきご説明をさせていただきます。まず、4番今後の取り組みの(1)と(2)でございますが、基本的に本年度の試行を継続して実施をさせていただく項目になります。また、(3)入札参加資格の一部義務化につきましては、対象案件を拡大しまして、公募型見積合わせを実施する、その他の契約、製造の請負および物件の買入れの予定価格区分30万円超を対象に試行をしたいと考えております。なお、この点につきましては、平成31~32年度の入札参加資格の申請手続きがこの12月より始まりますことから、事業者の方へのご案内の際にも周知を図っていく予定でございます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○碓井会長

はい、どうもありがとうございました。ただいま、実施状況についてのご報告でございます。ご質問ご意見等ありましたらお願いします。はい、湯本委員。

○湯本委員

4番の今後の取り組みの(3)のところなんですけれども、拡大試行ということで、特に製造請負、物件の買入れについては、30万円超ということで予定価格を拡大する、変更するんですけど、そうすると件数が10倍以上になるんですけれども、その具体的な対応というのはございますか。

○事務局

製造の請負と物件の買入れに係る公募型見積合わせにつきましては、受注する事業者のほとんどは既に入札参加資格の登録事業者の方となっております。資格を有していない事業者の方の比率はごくわずかとなっております。今回、拡大を検討しております対象の案件につきましては、29年度の実績で申し上げますと、全体の受注事業者の内の4%弱ぐらいの四十数社ほどという状況でございます。そのため、今後義務化対象案件を大幅に拡大しても審査件数がそれに比例して増加するといったことはないというふうに思われます。資格を登録せずに受注しているのは、主には特殊な物品の取り扱い事業者といった方たちや、少額の案件を受注している個人事業主といった方たちです。よって、そういった方たちの新たな資格申請の増加が見込まれるところです。そういった方たちの申請の場合、事業者の方が行政手続きに不慣れなため、申請内容の補正ですとか不足書類の追加が必要となるといったケースが多く、そういった観点では職員の審査事務の負担増加というのは考えられる部分でございます。

一方、申請する事業者の方たちにとっても、新たな負担となる部分でありますため、試行の実施を通じて双方の事務負担が軽減されるよう、より簡素な申請方法等を検討していきたいと考えています。

○碓井会長

よろしいですか。確認のため、従来型の見積というのは発注者の側が見積を見て調整する、こういう言葉でいかどうか分かりませんが。公募型になると、受注を希望する人が自らの判断で見積書を出す。これが決定的な、どちらの方から投げられるかという、球を投げる、第一球を投げるのがどっちかという、そういうことでよろしいんですね。

○事務局

はい。

○碓井会長

はい。ほかに何か。小澤委員。

○小澤委員

再びちょっと素人みたいなことお聞きしたいんですけど、先ほど資料5でダンピング防止というお話を聞いた後のお話なので、比べてみるとということなんですけど。ダンピングを防止するため、もしくはしっかりと、本当は100取って初めて成り立つような意味合いだと思うんですね。徐々に上がってきましたと。一方において、こういった非常に少額のものに対しては、随意契約というか供給側からではなく需要側からやってもらった結果、11ページの5番を見ますと、89.8が85.4に落ちている。これは確かに競争性等が確保されたり、目的としての地域の中小企業に対してのチャンスも与えた結果だということになると思うんですけども、これは両方あると思うんですが、競争性も大事ですし、県民の税金をより効率的に使うためにはこっちのほうがふさわしいように思うんですけども、この世界もやはりダンピングというものが存在して、そこら辺の県の思想というか、ある程度歯止めというものがないとこの世界も同じようになる気がいたすのですが、よろしくをお願いします。

○碓井会長

はい。事務局お願いします。

○事務局

はい。委員おっしゃるとおりのことを考えております。これは、業務全体を見通してこういう率を出しているわけですが、私どもも特に業種の区分ごとに、どういう応札状況、あるいは落札率の状況が、経年的に変わってきているのかいないのか、そういったところを注視して、点検していくという姿勢でやっております。ただ、先ほどの建設工事のようなものと若干違いますのは、予定価格というものが建設工事のようなものは国の基準、あるいは設計単価できちんと決まったものがあるのに対して、こちらの業務につきましては、

必ずしもそういったものがなくて、業者さんの見積によって予定価格を算定しているというものもありますので、一概に率だけでもってダンピングであるかどうかというのはなかなか難しいという状況もあります。なので、先ほど申し上げましたとおり経年変化的なもの、特に業種の区分ごとにそういった状況が見られるかどうかというのは、今後ともきちんとチェックしてまいりたいと思います。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

ほかに何か。藏谷委員。

○藏谷委員

11 ページの3番で、不調・不落の状況。不調・不落合計9件、137件のうち9件は多いなと思いました。今度、来年度から拡大試行で150と1100ですから、1300の見込みをお持ちですが、同じ率を掛けると90～100くらいの可能性があるのでは、それに対するガードをどのようにお考えなのかお聞きしたい。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

今、ご質問がありました不調・不落の状況につきましては、委託業務を今年度公募型で行いました137件のみの状況でございまして、製造の請負、物件の買入れにつきましては不調・不落の状況とは少し異なっております。

その後の状況につきましては、不落の4件につきましても、もう一度公告を行いまして最終的には落札者が決定しているということがございますし、不調により参加者なしとなっていたものにつきましても、再度公告を行ったもの、それから昨年度までと同様の通常の見積合わせで落札者を決定したもの等ございますので、不調・不落ではございますけれども、最終的には何らかの方法で契約者については決定できているという状況ではございます。

ただ、初年度ということもありまして、なかなか業者さんのほうにこういった案件が公告されているということがまだ伝わっていなかったということも推測されますので、私どもの方でもなるべくこういった発注案件があるので、ぜひご覧いただきたいというようなことは、今後も周知に努めていきたいと考えております。

○藏谷委員

ありがとうございます。

○碓井会長

今ご説明のように、今までのように受け身で待っていれば見積書を求められるだろうという姿勢でいた業者もいたかもしれない。それが不調につながったかもしれないというこ

とですね。

ほかに何か。

○大窪委員

本年度はまだ試行ということなので、1件あたりの参加事業者数が非常に低かったわけですが、何かやってみるなかで、事業者さんのお声が何か聞こえてきているかどうか。その内容をできれば教えていただきたいんですけども。

○碓井会長

何か事務局ありますでしょうか。

○事務局

参加事業者数につきましては1.3者ということでそれほど多くはないということ課題として考えておりますが、一般競争入札と比較したときに、委託の関係はやはりそれほど参加事業者が多くなく、昨年度の統計上でも2.1者というのが委託に関しての一般競争入札の参加者数でございます。比較したときに、目標とするところが2者前後が精いっぱいという中では、初年度ということもありまして、比較的妥当な数字ではないだろうかとは思っております。

業者さんからの声というお話がございましたけれども、参加できる機会としては開かれておりますので、正直まだまだこれからの制度というところで、今目立ったところで不都合があるというようなご意見は頂いてはおりません。

○碓井会長

よろしいですか。それでは、この件についても伺ったということにさせていただきます。

3 (2) カ 清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査

○碓井会長

続きまして、カ「清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査」について取り上げます。事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

それでは12ページの資料7をお願いいたします。清掃・整備・設備管理業務における賃金実態調査について、例年報告させていただいているもので今年も報告させていただきます。

1番の目的としましては、賃金実態調査を行いまして、適切な予定価格や最低制限価格の設定を研究するための基礎資料とすることとしております。

2番の調査内容ですが、調査対象としましては、競争入札による予定価格100万円以上の平成30年度の清掃業務、警備業務、設備管理業務の委託契約としております。調査期間は5月31日を含む1か月間を対象として調査を実施しております。

3番の調査結果の概要ですが、まず(1)の回答状況。調査対象となる契約は、清掃については55、警備は16、設備管理は11ありますが、全ての契約について回答頂きました。なお、参考として調査対象となる契約のうち最低制限価格が設定されているものは、清掃が55契約中53、警備が16契約中15、設備管理が11契約全てとなっております。同じく、複数年契約を実施しているものは、清掃が55契約中20、警備が16契約全て、設備管理も11契約全てとなっております。

(2)として、賃金実態調査の結果です。この表の中の数字の上段は、今年度平成30年度、下段のカッコ内は前年度平成29年度のもので、表の左側の列から、対象労働者数は清掃・警備・設備管理を合わせまして本年度は289名を対象に調査を行いました。そこから順に右側に向かって平均年齢、平均勤続年数、就業形態が正規社員の割合、給与形態が時給となっている方の割合、平均労働時間、平均賃金について示しております。

この中では、平均勤続年数と、就業形態が正規社員の割合、この2つが3業務全てで前年の数値を上回りました。これは、平成29年度から導入した複数年契約の効果が表われてきたことによるものではないかと考えております。

また、一番右の列の平均賃金についてですが、清掃は昨年度の843円に対しまして、本年度は861円の2.1%の増。警備は昨年867円に対しまして本年度は871円で、0.5%の増。設備管理は、昨年度972円に対しまして本年度は969円で、これは0.3%の減。これらを合計しますと、昨年度862円に対しまして本年度は873円で、1.3%増加したという状況にございました。

続いて、資料を1枚めくっていただきまして13ページになります。(3)の賃金分布の状況をグラフで示したものです。それぞれの業務の分布図のうち、一番左側の列は最低賃金の795円、その右は795円～800円、あとは50円刻みという表になっております。清掃では、昨年度までは最低賃金に最も多く集中しておりましたが、本年度は最低賃金を上回る796円から800円の間にも最も多く集中しております。警備では、最低賃金795円の付近に賃金が集中しております。設備管理では、最低賃金より少し高いところに分布が見られます。

最後に(4)では、平成28年度から平成30年度の3年間の最低賃金および3業務の労働賃金の推移を棒グラフで、加えて3業務の正規社員の平均割合の推移を折れ線グラフで表したものです。3業務の労働賃金は設備管理においてわずかに減少していますが、清掃・警備では少しずつ増加していることが見て取れます。また、折れ線グラフですが、正規社員の割合も平成28、29年度は27%と横ばいでしたが、平成30年度は46%に増加しました。最低賃金は徐々に上がってきているとともに正規の雇用の割合が伸びて、雇用の状況は少しずつですが改善してきているように思います。これは、県が平成29年度から導入した清掃・警備業務の複数年契約の成果が徐々に表われてきているものではないかと考えております。

来年度に向けた清掃・警備・設備管理の最低制限価格の設定に向けて12月に公表される国交省の建築保全業務の労務単価を基礎として、今回の賃金実態調査も検証しながら今後も検討を進めてまいります。以上で、賃金実態調査の報告を終わります。

○碓井会長

どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきましてご質問ご意見がありましたらお願いいたします。湯本委員。

○湯本委員

まずは、複数年契約によって、平均勤続年数ですとか正規の職員の率が向上したというのは、やはり効果があったのではないかなと思います。

2点お願いしたいかと思うのですけれども、1点目が設備管理の関係なんですけれども、やはり国家資格等が必要だと思うのですけれども、どのような資格が具体的に必要なのかというのが1点目です。

2点目として、設備管理の実際の平均年齢が66.7歳、67歳というだいぶ高い年齢でありますけれども、おそらくこの有資格があるにも関わらず賃金が低いということがおそらく年齢が高いということは、年金とセットでなければ、なかなか若い方が就かないということではないかなと思うのですが、そこら辺どんな感じかなと思います。以上です。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

はい。まず、1点目の設備管理に係る国家資格という点ですけれども、私も調べさせていただいて、発注機関によって設備管理の従事者の方に求める資格というのはさまざまあったのですが、灯油等を取り扱う危険物取扱者であるとか、電気工事士の資格、建築物環境衛生管理技術者というビルメンテナンスの資格などが代表的なものとして挙げられます。

2点目の設備管理に係る平均年齢が高いという点ですけれども、平均年齢がある程度高い方、例えば60歳を超えた方ですと、賃金が徐々に低くなる傾向があるかと考えております。よって、賃金が下がってきたことというのは平均年齢が高いことも一因ではないかと考えているところです。また、昨今の人員不足の状況というのもありまして、設備管理に関する一定の資格や技術を持っている人材の確保はさらに厳しい状況ではないかとも考える中で、代替人員の確保ができず、高齢の方々であっても継続して雇用していく必要があり、結果として平均年齢が高くなってしまいうというのも一因ではないかと考えているところです。

○碓井会長

これ後の方の問題ですが、設備管理の場合は、比較的大きな企業で働いている方が働いている間に資格を取って、それで定年退職後にこちらに転ずるという方もまま見られるのではないですか。私の推測ですが。

例えば、清掃業務などと違いがあるのではないかと。素人ながらに。

ほかに何か。小澤委員。

○小澤委員

先ほどの質問と関連するんですけども、このアンケートをしていただいたのは、やっぱり賃金をしっかり見ていただくと、本当に励みになって非常に重要なことかなという感じがいたしました。この結果を基礎資料とするというお話なんですけど、今後この清掃とか警備は、先ほどの公募型見積合わせという制度に変わるものですから、そうなったときの変化をしっかりと見ていくことも重要なのではとちょっと思うんですけども。それに対するお考えと、こういった調査の今後の予定というものをちょっとお聞かせいただければと思います。

○碓井会長
事務局どうぞ。

○事務局
この調査結果につきましては、最低制限価格等の参考資料として今後活用していくということにしております。先ほどのところにもありましたとおり、委託業務等の中でダンピング等を防止する一つの方策として、最低制限価格制度というものがございます。現在、清掃・警備あるいは印刷業務で、これらの制度を導入して実施しております。そういったところで、今回この調査は清掃、警備、設備管理ですけども、こういった業務の最低制限価格の算定に活用していくというふうに考えております。

○小澤委員
若干この公募型見積合わせで、全体のそういったものも変わるものですから、このデータがそのまま使えなくなる部分もちょっぴりあるような気もしまして、であればまたこういった調査が必要なのかなという気もしたんですけども。

○碓井会長
事務局、お願いします。

○事務局
今回のこの賃金実態調査については、一般競争入札の案件を対象にした調査になっております。また、公募のほうでも、入札の結果状況を見て必要に応じてそういうものはやっ
ていくことになるかと思えます。

○碓井会長
よろしいですか。

○小澤委員
分かりました。どうもありがとうございました。

○碓井会長

どうもありがとうございました。それでは、この案件もご報告を承ったということにさせていただきますと思います。

3 (2) キ 説明請求審査部会の開催

○碓井会長

それでは報告事項キ「説明請求審査部会の開催」につきまして、事務局からご報告をお願いします。

○事務局

それでは、14 ページの資料 8 をご覧ください。説明請求審査部会の開催について報告いたします。今年 8 月 8 日付けで、建設工事に係る委託業務についての成績評定に関する再説明請求について、知事から諮問を受けましたので、説明請求審査部会を開催し、審議しました。

1 番の説明請求審査部会の内容ですが、開催日時は、平成 30 年 10 月 2 日（火）の午後 2 時 00 分から 4 時 30 分までの 2 時間半。審議事項は、先ほども申し上げましたが建設工事に係る委託業務の成績評定に関する再説明請求 1 件です。

審議案件は、平成 29 年度県単河川調査事業に伴う流量観測業務という、河川を流れる水の量を観測する業務についてです。箇所は、佐久市にあります片貝川の桜井～大沢間になっております。審議した内容は、再説明請求者並びに発注者及び完了検査員からの事情聴取と部会意見の審議です。再説明請求者が再説明請求において主張した要旨ですが、前年度の同業務は、別の業者が受注していたところですが、この前年度の同業務と比較して、今年度の点数が低いことについての再説明及び採点の見直しを主張しました。事情聴取及び審議結果ですが、10 月 23 日付けで、契約審議会会長名により知事に答申しました。

答申の概要は、資料の四角の黒枠の中にあるとおり、「評価内容及び採点表は、正当に評価されたものと認められ、変更しないことが妥当である。なお、発注者においては成績評定にあたり、委託業務等成績評定要領の趣旨を踏まえ、公正かつ公平に評定するよう努められたい」という内容で採点の見直しはしないという答申になっております。

続いて、2 番のこの答申を受けた知事（建設部河川課）の対応につきましては、10 月 31 日に再説明請求者へ答申の内容と同様の内容を書面で回答しております。また、発注者である佐久建設事務所へも、答申及び再説明請求回答書の内容が通知されたところです。

以上が説明請求審査部会についてのご報告になります。

○碓井会長

(6) に書いてありますように、部会の決議をもって審議会の決議とするということになっておりますので、今回も説明請求審査部会の決議に従って答申をさせていただいたわけでございます。なお、私も、もちろん了承しておりました。ご報告していただいて、何かたまたまのご説明についてご質問ご意見ありますでしょうか。よろしいですか。どうもありがとうございました。

これで、一応予定した議題は済んだかと思いますが、何かほかにご覧いただけますか。

それでは、以上をもちまして全て議事を終了いたしました。円滑な議事進行にご協力いただき誠にありがとうございます。それでは、事務局のほうでお願いいたします。

4 その他

○井上企画幹

碓井会長、大変ありがとうございました。

それでは、次第でございます4その他につきまして、まず事務局からですが、今年度第4回の契約審議会の開催についてお知らせいたします。開催予定日につきましては、現在日程調整をしているところですが、来年2月上旬に長野市内で開催させていただければと思います。後日、日程のご案内をお送りいたしますので、よろしくお願ひします。

最後になりますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

5 閉 会

○井上企画幹

長時間にわたりご審議をいただき誠にありがとうございました。以上をもちまして、平成30年度第3回長野県契約審議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。